⑷　工事企業の参加資格要件　代表企業、構成企業又は協力企業のうち、１⑸②に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、工事企業のうち調整マネジメント業務（工事段階）のみあるいは、調整マネジメント業務（工事段階）及び本施設の所有権移転業務のみを兼ねて実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たすか、事業監理業務の実績を有すれば良いものとする。また、工事企業のうち本施設の所有権移転業務のみを実施するものは４⑵に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせば良いものとする。

①　四国地方整備局における令和７・８年度一般競争（指名競争）参加資格のうち、「アスファルト舗装工事」の「Ａ等級」または「Ｂ等級」に認定されている者であること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　平成22年４月１日以降入札公告日までに元請けとして完成・引渡しが完了し又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員又は協力企業として平成22年４月１日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業での工事企業として、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績（海外認定・表彰制度により認定された実績を含む。経常建設共同企業体にあっては、構成員の１社が平成22年４月１日以降に元請けとして、下記の条件を満足する同種工事の施工実績を有していればよい。）を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。また、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、構成員として施工を行った分担工事の実績に限る。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部の発注した工事（いずれも港湾空港関係を除く。以下「大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事」という。）である場合は、工事評定点が65点未満のものではないこと。

③　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（以下「配置予定技術者」という。）を配置できること。なお、専任の要否は関係法令による。

ア　主任技術者は１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　１級建設機械施工管理技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ　ａ又はｂと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

ｄ　本件工事業務の工事種別に対応した国土交通大臣が認める登録基幹技能者講習修了証を有する者

監理技術者にあっては、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。

ａ　１級建設機械施工管理技士の資格を有する者

ｂ　技術士（建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。））の資格を有する者

ｃ　ａ又はｂと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

イ　平成22年４月１日以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事又は電線共同溝ＰＦＩ事業で構成員又は協力企業として平成22年４月１日以降入札公告日までに施設を引渡済みの事業で、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。また、乙型共同企業体の施工実績については、構成員として施工を行った分担工事の実績に限る）。ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社の配置予定技術者が平成22年４月１日以降入札公告日までに元請けとして同種工事の実績を有していること。

・供用中の道路法上の道路（国道・都道府県道・市町村道のいずれか）で交通規制を実施し、かつ電線共同溝又は情報ボックス若しくは電線類の地中化を施工した工事。

なお、当該施工実績が大臣官房官庁営繕部、各地方整備局、北海道開発局及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部発注工事である場合は、工事成績評定点が65点未満のものではないこと。

ウ　配置予定技術者にあっては、直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である。

なお、合併、営業譲渡又は会社分割等の組織変更に伴う所属建設業者の変更があった場合には、変更後に所属する建設業者との間にも恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととし、また、雇用期間が限定されている継続雇用制度（再雇用制度、勤務延長制度）の適用を受けている者については、その雇用期間にかかわらず、恒常的な雇用関係にあるものとみなすこととする。また、次に掲げる通達に該当する配置予定技術者にあっては、当該通達において定められた在籍出向の要件に適合しない場合、又は当該要件に適合することを証する資料の提出がなされない場合は入札に参加できない。

・「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」（平成13年５月30日付け国総建第155号）

・「官公需適格組合における組合員からの在籍出向者たる監理技術者又は主任技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和５年３月31日付け国不建第601号）

・「企業集団内の出向社員に係る監理技術者等の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」（令和６年３月26日付け国不建技第291号）

・「持株会社の子会社が置く主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱いについて（改正）」（平成28年12月19日付け国土建第357号）

エ　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

オ　配置予定技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号及び第15条第２号に定められた技術者（営業所専任技術者）でないこと。

カ　上記アからエまでについて確認出来る書類を添付すること。その添付がされない場合は、本競争に参加できないことがある。また、入札参加表明の提出書類及び第一次審査提出書類の提出時に上記アからオの基準を満たす配置予定技術者を複数名申請し、事業契約締結後にその中の１名を選任して配置することができるものとする。

④　落札決定後に既存ストックを活用する工事を行うこととなった場合に追加できる者は、以下のアからウまでの条件を満足していること。

ア　四国地方整備局における令和７・８年度「通信設備工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

イ　建設業法における電気通信工事業の許可を受けており、かつ建設業法における経営事項審査を受け評価点数が1,000点以上を有すること。

ウ　既存ストック所有者より工事の受注実績のある会社であること。

ただし、既存ストック所有者の電気・通信設備に影響を及ぼす場合がある工程については、当該工程の施工実績のある会社とする。

※当該工程の施工実績とは、既存ストック所有者の設備と同種又は類似の設備に影響を及ぼす工程を実施した工事の実績をいう。